

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 11 号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和 35 年岩手県人事委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定する職)</p> <p>第 2 条 条例第 26 条第 1 項の規定により給料の特別調整を行う職として指定するものは、<u>別表給料の特別調整額表（以下「別表」という。）</u>に掲げる職とする。</p>	<p>(指定する職及び区分)</p> <p>第 2 条 条例第 26 条第 1 項の規定により給料の特別調整を行う職として指定するものは、<u>別表第 1</u>に掲げる職とする。</p> <p><u>2 別表第 1 に掲げる職に係る給料の特別調整額の区分は、同表の区分欄に定める区分とする。ただし、同表に掲げる職のうち人事委員会が別に定めるものにあつては、当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より 1 種上位の区分とすることができる。</u></p>
<p>(支給割合及び額)</p> <p>第 3 条 別表に掲げる職にある職員に支給する給料の特別調整額は、別表に掲げる 1 種から 6 種までの区分に応じ、当該職にある職員の給料月額に、次に掲げる支給割合を乗じて得た額（条例第 29 条第 2 項第 2 号に規定する短時間勤務職員（以下この条において「短時間勤務職員」という。）について、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、別表に掲げる職のうち人事委員会が別に定めるものにあつては、当該職にある職員に支給する給料の特別調整額を別表に定める区分より 1 種上位の区分を用いて得た額（短時間勤務職員について、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とすることができる。</p> <p>(1) 1 種 100分の25</p> <p>(2) 2 種 100分の20</p> <p>(3) 3 種 100分の18。ただし、条例別表第 5 のア医療職給料表(1)の職務の級 3 級の適用を受ける保健福祉環境技監にあつては、100分の16</p> <p>(4) 4 種 100分の16</p>	<p>(支給額)</p> <p>第 3 条 前条第 1 項に規定する職を占める職員のうち、<u>地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第 2 項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）</u>に応じ、別表第 2 の給料の特別調整額欄に定める額とする。</p>

(5) 5種 100分の12。ただし、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校（以下「高等学校等」という。）の校長の職で人事委員会が別に定めるもの並びに総合教育センターの総務部長及び研修部長にあつては、100分の14

(6) 6種 100分の10。ただし、岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号）第17条の2第2項に規定する教頭の職にあつては100分の8、高等学校等の教頭の職で、人事委員会が別に定めるものにあつては100分の12

第3条の2 職員の前条の規定による額が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第10号に規定する指定職俸給表に掲げる俸給月額に準じて人事委員会が定める額とその者が受ける給料の月額との差額に相当する額を超えることとなる場合には、その者に支給する給料の特別調整額は、同条の規定にかかわらず、その差額に相当する額とする。

第3条の3 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員に関する第3条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（支給しない場合）

第4条 職員が、月の初日から末日までの期間の全

2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額（条例第29条第2項第2号に規定する短時間勤務職員にあつては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（支給しない場合）

第4条 職員が、月の初日から末日までの期間の全

日数にわたって勤務しなかった場合（条例第43条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）第3条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体（同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、その月の給料の特別調整額を支給しない。

日数にわたって勤務しなかった場合（条例第43条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）第3条第1号に規定する派遣職員の同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第2項及び第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、その月の給料の特別調整額を支給しない。

別表 給料の特別調整額表（第2条、第3条関係）

組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
知本 事庁 の 事 務 部 局	[略]	[略]	参 事 [略]	[略]	[略]	[略]
	総合政策室長 総合雇用対策局長			政策調査監 総合雇用対策監 総務事務センター所長 [略]		
広 域 振 興 局	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
				経営企画課長 地域農政推進課長		

別表第1（第2条関係）

組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
知本 事庁 の 事 務 部 局	[略]	[略]	交通政策参事 参 事 [略]	[略]	[略]	[略]
	総合政策室長			政策調査監 総務事務センター所長 [略]		
広 域 振 興 局	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
					経営企画課長 農林調整課長	

					調整課長 総務課長 工業技術集積支援センターの部長
[略]					
広域振興局及び地方振興局以外の出先機関	[略]	[略]	保健所長	保健所大東支所長 [略]	
	保健所副所長	福祉総合相談センター所長	保健所次長	[略]	
	都南の園園長	先端科学技術研究センター所長 [略]	環境保健研究センター副所長	都南の園事務局長	精神保健福祉センター所長 [略]
議会の事務局	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]					
教育委員会関係	[略]	[略]	[略]	総合教育センター総務部長	総合教育センター研修部長

					調整課長 総務課長 工業技術集積支援センター次長
[略]					
広域振興局及び地方振興局以外の出先機関	[略]	[略]	保健所長（奥州に限る。） 保健所副所長（盛岡に限る。）	保健所長（盛岡及び奥州を除く。） 保健所次長（奥州を除く。）	保健所次長（奥州に限る。） 保健所大東支所長 [略]
	保健所副所長（盛岡に限る。）	福祉総合相談センター所長	環境保健研究センター所長	保健所副所長（奥州を除く。） 家畜保健衛生所長（中央に限る。） [略]	環境保健研究センター副所長 精神保健福祉センター所長 [略]
	先端科学技術研究センター所長 [略]				
議会の事務局	[略]	[略]	[略]	[略]	管理主幹 担当課長
[略]					
教育委員会関係	[略]	[略]	[略]	[略]	総合教育センターの部長

務 局 等	県 立 高 等 学 校 等					埋蔵文化財センター副所長	
						高等学校長 盲学校長 聾学校長 養護学校長 幼稚園長 [略]	高等学校教頭 盲学校教頭 聾学校教頭 養護学校教頭 幼稚園教頭 事務長（不来方、杜陵、黒沢尻工業、一関第一、釜石南、宮古、宮古水産、福岡、盲、盛岡聾及び花巻養護に限る。） [略]
[略]							
監 査 委 員 の 事 務 局		[略]		課長			
	[略]						

備考1 2種から6種までの欄に掲げる職（第3条ただし書の規定に基づき、別表に掲げる職のうち当該職にある職員に支給する給料の特別調整額を別表に定める区分より1種上位の区分を用いて得た額とすることとして人事委員

務 局 等	県 立 高 等 学 校 等					埋蔵文化財センター副所長	
						高等学校長 特別支援学校長 幼稚園長 [略]	高等学校教頭 特別支援学校教頭 幼稚園教頭 事務長（不来方、杜陵、黒沢尻工業、水沢、一関第一、大船渡、釜石南、宮古、宮古水産、福岡、盲、盛岡聾及び花巻養護に限る。） [略]
[略]							
監 査 委 員 の 事 務 局		[略]		総括監査監		企画調整担当監査監	
	[略]						

備考1 2種から6種までの欄に掲げる職（第2条第2項ただし書の規定に基づき、別表第1に掲げる職のうち当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より1種上位の区分とすることとして人事委員会が別に定める職を除く。）

会が別に定める職を除く。)のうち人事委員会の承認を得たものにあつては、当該職を占める職員に支給する給料の特別調整額をその区分より1種上位の区分を用いて得た額とすることができる。

2 [略]

のうち人事委員会の承認を得たものにあつては、当該職を占める職員の区分より1種上位の区分とすることができる。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2 (第3条関係)

ア 行政職給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
10 級	1 種	133,600 円
9 級	1 種	128,900 円
	2 種	103,100 円
8 級	2 種	94,300 円
	3 種	84,900 円
	4 種	75,400 円
7 級	3 種	80,100 円
	4 種	71,200 円
	5 種	53,400 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、62,300 円
	6 種	44,500 円
6 級	3 種	75,700 円
	4 種	67,300 円
	5 種	50,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、58,900 円
	6 種	42,100 円
5 級	5 種	48,400 円
	6 種	40,400 円
4 級	5 種	44,900 円
	6 種	37,400 円

イ 公安職給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
9 級	2 種	96,000 円
8 級	3 種	82,200 円
7 級	4 種	72,300 円
	5 種	54,200 円
6 級	4 種	69,900 円
	5 種	52,400 円
5 級	5 種	49,300 円

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
------	-----	----------

4 級	2 種	91,800 円
	4 種	73,400 円
	5 種	55,100 円。ただし、高等学校又は特別支援学校（以下「高等学校等」という。）の校長の職で人事委員会が別に定めるもの及び総合教育センターの部長にあつては、64,200 円
3 級	5 種	53,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、62,400 円
	6 種	44,600 円。ただし、岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 3 号）第 17 条の 2 第 2 項に規定する教頭の職にあつては 35,700 円、高等学校等の教頭の職で、人事委員会が別に定めるものにあつては 53,500 円

エ 教育職給料表(2)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
3 級	5 種	51,700 円
	6 種	43,100 円
2 級	6 種	41,400 円

オ 研究職給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
5 級	2 種	102,100 円
	3 種	91,900 円
	4 種	81,700 円
4 級	4 種	72,200 円
3 級	5 種	49,100 円

カ 医療職給料表(1)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
4 級	2 種	109,000 円
	3 種	98,100 円
	4 種	87,200 円
	5 種	65,400 円
3 級	2 種	103,100 円
	3 種	92,800 円。ただし、条例別表第 5 のア医療職給料表(1)の職務の級 3 級の適用を受ける保健福祉環境技監にあつては、82,500 円
	4 種	82,500 円
	5 種	61,900 円
	6 種	51,600 円
2 級	6 種	48,200 円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
7 級	3 種	79,600 円
	4 種	70,700 円
	5 種	53,000 円
6 級	4 種	67,300 円

	5 種	50,500 円
5 級	5 種	47,900 円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
6 級	4 種	70,800 円
	5 種	53,100 円
5 級	5 種	48,100 円

備考 別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない給料の特別調整額を定める特別の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する給料の特別調整額については、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- 1 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種上位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額未満の額
- 2 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種下位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額を超える額
- 3 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額未満の額
- 4 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額を超える額

別表第3 (第3条関係)

ア 行政職給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
10 級	1 種	133,600 円
9 級	1 種	112,900 円
	2 種	90,300 円
8 級	2 種	79,800 円
	3 種	71,800 円
	4 種	63,800 円
7 級	3 種	65,600 円
	4 種	58,300 円
	5 種	43,800 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、51,000 円
	6 種	36,500 円
6 級	3 種	57,800 円
	4 種	51,400 円
	5 種	38,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、45,000 円
	6 種	32,100 円
5 級	5 種	35,400 円
	6 種	29,500 円
4 級	5 種	33,500 円
	6 種	27,900 円

イ 公安職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9 級	2 種	83,800 円
8 級	3 種	69,500 円
7 級	4 種	56,000 円
	5 種	42,000 円
6 級	4 種	52,000 円
	5 種	39,000 円
5 級	5 種	37,300 円

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	2 種	85,000 円
	4 種	68,000 円
	5 種	51,000 円。ただし、高等学校又は特別支援学校（以下「高等学校等」という。）の校長の職で人事委員会が別に定めるもの及び総合教育センターの部長にあつては、59,500 円
3 級	5 種	40,600 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、47,300 円
	6 種	33,800 円。ただし、岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 3 号）第 17 条の 2 第 2 項に規定する教頭の職にあつては 27,100 円、高等学校等の教頭の職で、人事委員会が別に定めるものにあつては 40,600 円

エ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
3 級	5 種	39,800 円
	6 種	33,100 円
2 級	6 種	27,600 円

オ 研究職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
5 級	2 種	78,700 円
	3 種	70,800 円
	4 種	62,900 円
4 級	4 種	53,300 円
3 級	5 種	34,700 円

カ 医療職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
7 級	3 種	67,200 円
	4 種	59,700 円
	5 種	44,800 円
6 級	4 種	52,700 円
	5 種	39,500 円
5 級	5 種	34,500 円

キ 医療職給料表(3)

職務の級	区分	給料の特別調整額
6 級	4 種	53,200 円
	5 種	39,900 円
5 級	5 種	35,300 円

備考 別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない給料の特別調整額を定める特別の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する給料の特別調整額については、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- 1 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種上位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額未満の額
- 2 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種下位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額を超える額
- 3 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額未満の額
- 4 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額を超える額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「条例」という。）第26条の規定により給料の特別調整を行う職を占める職員のうち、この規則による改正後の給料の特別調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条の規定による給料の特別調整額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該給料の特別調整額のほか、当該給料の特別調整額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の特別調整額として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当以上区分職員（同日において占めていたこの規則による改正前の給料の特別調整額に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第2条に規定する別表給料の特別調整額表に掲げる職に係る同表の区分欄に定める区分（以下「旧区分」という。）に相当する改正後の規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員又は旧区分より高い区分に相当する同表の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第4号において同じ。）（第3号に掲げる職員を除く。）同日にその者が受けていた給料の特別調整額（条例附則第17項の規定の適用を受ける者にあつては、当該規定の適用がないものとした場合の給料の特別調整額）

- (2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分相当職員（旧区分より低い区分に相当する改正後の規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第5号において同じ。）同日に当該旧区分より低い区分に相当する改正後の規則別表第1の区分欄に掲げる区分を適用したものとした場合にその者が受けることとなる給料の特別調整額（条例附則第17項の規定の適用を受ける者にあつては、当該規定の適用がないものとした場合の給料の特別調整額）
- (3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分相当職員に準ずる職員（旧区分に相当する改正後の規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員のうち、同日において占めていた改正前の規則第2条に規定する別表給料の特別調整額表に掲げる職に対応する改正前の規則第3条に規定する支給割合（以下「旧支給割合」という。）より低い支給割合に相当する改正後の規則別表第2又は別表第3の給料の特別調整額欄に掲げる額に対応する改正後の規則別表第1に掲げる職を占める職員をいう。第6号において同じ。）同日に当該旧支給割合より低い改正後の規則別表第2又は別表第3の給料の特別調整額欄に掲げる額に相当する支給割合を適用したものとした場合にその者が受けることとなる給料の特別調整額（条例附則第17項の規定の適用を受ける者にあつては、当該規定の適用がないものとした場合の給料の特別調整額）
- (4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当以上区分職員（第6号に掲げる職員を除く。）同日にその者が当該下位の職務の級に降格したものとした場合にその者が受けることとなる給料の特別調整額（条例附則第17項の規定の適用を受ける者にあつては、当該規定の適用がないものとした場合の給料の特別調整額）
- (5) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する改正後の規則別表第1の区分欄に掲げる区分を適用したものとした場合にその者が受けることとなる給料の特別調整額（条例附則第17項の規定の適用を受ける者にあつては、当該規定の適用がないものとした場合の給料の特別調整額）
- (6) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当職員に準ずる職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より低い改正後の規則別表第2又は別表第3の給料の特別調整額欄に掲げる額に相当する支給割合を適用したものとした場合にその者が受けることとなる給料の特別調整額（条例附則第17項の規定の適用を受ける者にあつては、当該規定の適用がないものとした場合の給料の特別調整額）
- (7) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。）施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる給料の特別調整額（条例附則第17項の規定の適用を受ける者にあつては、当該規定の適用がないものとした場合の給料の特別調整額）
- (8) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国家公務員、他の地方公共団体の職員、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の適用を受ける職員、県の経営する企業に勤務する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員、条例第43条の2の適用を受ける職員、特別職に属する県の職員、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の職員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、日本郵政公社の職員、公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員をいう。）であった者等から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を

考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が定める職員 前各号の規定に準じて人事委員会が定める額

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

4 管理職員特別勤務手当に関する規則(平成3年岩手県人事委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 給与条例第34条の2第2項及び給与等条例第28条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、給料の特別調整額に関する規則(昭和35年岩手県人事委員会規則第16号)別表及び管理職手当に関する規則(昭和35年岩手県人事委員会規則第17号)別表に掲げる区分、任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額並びに任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は同条第4項の規定による給料月額に応じ、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 給与条例第34条の2第2項及び給与等条例第28条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、給料の特別調整額に関する規則(昭和35年岩手県人事委員会規則第16号)別表第1及び管理職手当に関する規則(昭和35年岩手県人事委員会規則第17号)別表に掲げる区分、任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額並びに任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は同条第4項の規定による給料月額に応じ、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	